

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程

昭和四十六年二月五日

告示第百四号

改正 昭和五〇年 五月 六日告示第六八九号 昭和五三年 五月三〇日告示第八五〇号  
昭和五四年一二月一六日告示第一六七七号 昭和五四年 五月二二日告示第八七二号  
昭和五五年 三月二九日告示第五五六号 昭和五七年 七月 六日告示第一〇九四号  
平成 元年 七月 七日告示第八七二号 平成 四年 九月 八日告示第一二四三号  
平成 四年一二月二五日告示第一八一九号 平成 七年 四月一四日告示第六〇〇号  
平成一一年 四月三〇日告示第六九六号 平成一五年 三月二八日告示第七八一号  
平成一八年 三月二八日告示第五六三号 平成二一年 三月三十一日告示第四七五号  
平成二二年 三月一九日告示第四二四号 平成二二年一〇月 八日告示第一三二四号  
平成二四年 九月二一日告示第一二九〇号 平成二五年 三月一九日告示第三二二号  
平成二六年 三月 四日告示第三一八号 平成二八年 二月二三日告示第二二二号  
平成三〇年 三月二七日告示第二九五号

埼玉県建築計画概要書閲覧規程を次のように定める。

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第三項の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書又は指定道路図（以下これらの書類を「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 建築計画概要書等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）を別表に定める場所に設置する。

(閲覧時間)

第三条 建築計画概要書等の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

(休日)

第四条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第五条 知事は、建築計画概要書等の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第六条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、当該職員の指示に従つて閲覧しなければならない。

(建築計画概要書等の持出禁止)

第七条 建築計画概要書等を閲覧する者は、建築計画概要書等を閲覧所の外に持ち出して

はならない。

(閲覧の禁止等)

第八条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- 一 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- 二 前二条の規定に違反した者
- 三 建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年五月六日告示第六百八十九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年五月三十日告示第八百五十号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十一月十六日告示第千六百七十七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年五月二十二日告示第八百七十二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二十九日告示第五百五十六号)

この告示は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月六日告示第千九十四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年七月七日告示第八百七十二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年九月八日告示第千二百四十三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二十五日告示第千八百十九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年四月十四日告示第六百号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年四月三十日告示第六百九十六号)

この告示は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月二十八日告示第七百八十一号)

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日告示第五百六十三号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日告示第四百七十五号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月十九日告示第四百二十四号)

この告示は、平成二十二年三月二十三日から施行する。ただし、第一条及び別表埼玉県熊谷建築安全センター内の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年十月八日告示第千三百二十四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二十一日告示第千二百九十号）

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（埼玉県杉戸県土整備事務所内の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月十九日告示第三百二十二号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月四日告示第三百十八号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二十三日告示第二百二十二号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日告示第二百九十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

閲覧所	所在地	閲覧に供する建築計画概要書等
埼玉県都市整備部 建築安全課内	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号	この表に掲げる区域の建築物等に係るもの（埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）第十九条第二号に掲げる書類に限る。）
埼玉県川越建築安全センター内	川越市新宿町一丁目十七番地十七	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、日高市、ふじみ野市及び入間郡（三芳町に限る。）の区域の建築物等に係るもの
埼玉県熊谷建築安全センター内	熊谷市新堀五百番地	行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡及び大里郡の区域の建築物等に係るもの
埼玉県越谷建築安全センター内	越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号	蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、吉川市及び北葛飾郡（松伏町に限る。）の区域の建築物等に係るもの
埼玉県東松山県土整備事務所内	東松山市六軒町五番一	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡及び秩父郡（東秩父村に限る。）の区域の建築物等に係るもの
埼玉県秩父県土整備事務所内	秩父市下影森千二番一号	秩父市及び秩父郡（東秩父村を除く。）の区域の建築物等に係るもの
埼玉県杉戸県土整備事務所内	北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地	鴻巣市、桶川市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、北足立郡、南埼玉郡及び北葛飾郡（杉戸町に限る。）の区域の建築物等に係るもの